平成２６年（フ）第５５１１号
大阪府枚方市西船橋２丁目47番13―302号
債務者　アティエノ由美（旧姓島川）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番14―302号
債務者　江河　貴之（旧姓石村）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８号
大阪府高槻市名神町２番１号
債務者　佐古　　洋
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８１号
大阪市西成区南津守６丁目７番３号　グランソシエ玉出Ⅱ２Ｆ２Ｂ
債務者　中原　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０６号
大阪市東淀川区大桐２丁目１番２号　シャンボール淀川３―402号
債務者　川根恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２２号
大阪府東大阪市若江南町４丁目２番９号、住民票上の住所大阪府東大阪市昭和町10番６号コラソンスクエア212号
債務者　河合　博明（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６４号
大阪市都島区高倉町１丁目７番６―203号
債務者　川崎　俊郎
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９２号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54番24号
債務者　加治木　昭
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０４号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―912号
債務者　林　　修一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１６号
大阪府寝屋川市松屋町19番１―541号
債務者　藤田　正法
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９０号
大阪市平野区瓜破西２丁目１番24号　クレール平野、前住所大阪市平野区喜連４丁目13番３―507号
債務者　松田　博文
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８３号
大阪府東大阪市友井２丁目16番14号　大福ハイツ201号
債務者　金山成任こと　金　　成任
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１３号
大阪市都島区中野町４丁目５番33号
債務者　竹村智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４７号
大阪市此花区春日出南１丁目２番18号　ルワージュ春日出公園502
債務者　横山　福子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５８号
大阪市生野区生野東２丁目９番７号
債務者　松田　富子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目６番９号ヤマイ文化　１Ｆ、前住所大阪市淀川区新北野１丁目11番23―914号
債務者　仲西よし子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１４号
大阪府守口市浜町１丁目５番23―301号
債務者　中本　真央（旧氏名中本昭太）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部